

小・中・高 年 組 氏名 \_\_\_\_\_

保護者 様

静岡県立藤枝特別支援学校

## 出席停止のお知らせ

下記の疾病のため、学校保健安全法第19条により、出席を停止します。

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
※別紙 経過報告を書提出	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
第2種	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主症状が消退した後、2日を経過するまで
※別紙 経過報告を書提出	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	症状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 (第3種の感染症として扱う場合もある) 溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 手足口病 伝染性紅斑(リンゴ病) マイコプラズマ肺炎 感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症) 等	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで (必ず出席停止を行うべきというものではない)

ただし、第2種の感染症(結核を除く)にかかった者については、病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるときはこの限りではありません。

出席停止の期間中は、医師の指示に従い休業させ、許可が出るまで登校を控えてください。(停止期間中は、欠席となりますので御承知おさください。)登校させるときは、下記の証明書に記入していただき、学校へ提出してください。

登校許可証明書	
1 病 名	_____
2 出席停止期間	月 日 ～ 月 日
3 その他の指示事項	
上記の疾病はすでに感染のおそれはありません。	
令和 年 月 日	医療機関名